

平成 26 年 4 月 11 日

各保険医療機関 様  
各保険薬局 様

## 高知県国民健康保険団体連合会

70 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金の見直しに伴う  
福祉医療費請求書の取り扱いについて

平素は本会の審査支払業務につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のレセプトの記載方法等については平成 26 年 3 月 31 日付け高国保連第 2662 号でお伝えしたとおりですが、福祉医療費請求書については、①と②の条件の方で、記載要領が異なるため下記の要領により記載くださるようお願いいたします。

## 記

①「平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の方）」は 70 歳の誕生日の翌月（ただし各月 1 日が誕生日の方はその月）から窓口負担が 2 割になります。

②誕生日が昭和 19 年 4 月 1 日までの方は引き続き特例措置の対象となり窓口負担は 1 割のまま変わりありません。

以上の内容で、新たに 70 歳になる被保険者等から段階的に実施されます。（①②とも一定の所得がある方は、これまでどおり 3 割負担です。）

そのため、昭和 19 年 4 月 2 日から 5 月 1 日が誕生日の方であれば、本年 5 月診療分から 2 割負担となります。

## 窓口負担に伴う福祉医療費請求書記載方法

区分	窓口負担	福祉医療費請求書 給付割合欄	福祉医療費請求書 備考欄
①に該当する方	限度額まで 2 割	8 割	
②に該当する方	限度額まで 1 割	9 割	指定公費
一定以上所得の方	限度額まで 3 割	7 割	

※特例措置の対象の方については、記載方法の変更はありません。

限度額はこれまでどおりであり、各公費が負担する窓口負担の取り扱いも変更ありません。

高知県国民健康保険団体連合会

担当：業務課 業務係

電話：088-820-8407